

青森県報

第四千六百六十七号

平成二十八年
七月一日
(金曜日)

目 次

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) …… 一

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 三

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出…………… (同) …… 三

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 三

難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定…………… (同) …… 三

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出…………… (同) …… 四

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し…………… (同) …… 四

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 五

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 五

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 五

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 六

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防

サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 六

共同漁業及び区画漁業の免許…………… (水産振興課) …… 六

公 告

ゲルマニウム半導体検出装置の購入に係る一般競争入札…………… (会計管理課) …… 七

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可…………… (三八地域) …… 九

右…………… (西北地域) …… 九

右…………… (西北地域) …… 九

右…………… (上北地域) …… 九

選 挙 管 理 委 員 会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…………… (事務局) …… 九

規 則

青森県規則第三十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（着陸料の減免に係る航空機及び金額）

第八条 条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供するものとする。

2 条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定

する着陸料の額から、ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては条例別表第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の六分の一に相当する額を、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては同号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）に相当する額を控除して得た額とする。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成二十七年七月一日から平成二十九年六月三十日までの間は、第八条の規定にかかわらず、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法第二十八条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額に同欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ次の表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額とする。

空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二十一条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第二百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第二十一条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第二百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボ

く。）

ジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）

3 平成二十七年七月一日から平成二十八年十月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項の表中

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
---	--

とあるのは、

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）	十五分の一

とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則

この規則は、平成二十八年七月二日から施行する。

告 示

青森県告示第四百五十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
たざわ生活習慣病クリニック	青森市中佃二丁目一八の二六	平成 二六・六・一
保険調剤薬局タイキファーマ シー城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の二〇 一階	〃
調剤薬局ツルハドラッグ福地 南部店	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一 の二	〃
奥寺消化器科外科	八戸市大字尻内町字八百刈一〇の三	平 成 二六・六・三

青森県告示第四百五十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 月 日

変更前	変更後	変更前	変更後
十和田市元町西一丁目一三の 三六	十和田市大字切田字横道一〇 〇の二二	八戸市大字新井田字八森平一 の六	八戸市柏崎二丁目二の六〇 ラーナー〇一
平成 二六・五・一	〃	〃	平 成 二六・五・四

青森県告示第四百五十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 月 日
スーパードラッグアサヒ城 東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	平 成 二六・五・三

青森県告示第四百五十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	区分
加賀谷 早	中村 恵彦	奥寺 進	千葉 紀之	三崎 俊斉	松本 茂男	吉澤 秀華	百目木 希	百目木 泰	氏名	氏名
国民健康保険五戸総合病院	五所の診療所	奥寺消化器科	公立野辺地病院	八戸赤十字病院	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	十和田市立中央病院	十和田市立中央病院	十和田市立中央病院	名称	名称
三戸郡五戸町字沢向一七の三	弘前市大字五所三野沢三九の一	八戸市大字尻内町字八百刈一〇の三	上北郡野辺地町字鳴沢九の一〇二	八戸市大字田面木字中明戸二	弘前市大字扇町一丁目二の一	十和田市西十二番町一四の八	十和田市西十二番町一四の八	十和田市西十二番町一四の八	所在地	所在地
皮膚科	内科、放射線科	消化器科、整形外科、肛門科、皮膚科	整形外科	脳神経外科	リハビリテーション科	皮膚科	消化器内科	外科	診療科名	診療科名
二六・六二〇	二六・六〇八	二六・六〇三	二六・六〇二	二六・六〇一	二六・五三三	"	"	平成二六・五二七	指定期日	指定期日

青森県告示第四百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	区分
小川 太郎	田中 裕之	田澤 康明	村田 暁彦	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
三沢市立三沢病院	青森県立行政保健福祉労働者健康センター	田子町国民健康保険診療所	弘前市立七戸病院	名称	名称	名称	名称	名称
三沢市大字三沢堀口一六四の六五	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	三戸郡田子町大字田子前田二の一七	上北郡七戸町字影津内九八の一	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
整形外科	内科	内科、泌尿器科、糖尿病科	内科、泌尿器科、糖尿病科	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名
"	二六・四〇一	二七・二〇〇	二七・二〇〇	平成二七・四〇一	平成二七・四〇一	平成二七・四〇一	平成二七・四〇一	変更年月日

青森県告示第四百五十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三村 申 吾

二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療当科する	指 定 取 消 日 年 月 日
難病指定	岩澤 智宏	公立野辺地病院	整形外科	平成 二六・六・三
		名称	所在地	
		北野辺地町	上北郡野辺地町 字鳴沢九の一二	

青森県告示第四百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 日 年 月 日
有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	貸与	有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	平成 二六・六・三〇
アースサポルト株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	訪問介護	アースサポルト弘前浜の町	弘前市大字浜の一町西二丁目一の	二六・七・一
アースサポルト株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	訪問介護	アースサポルト八戸江陽	八戸市江陽五丁目四の二一サ イートンへら A棟一〇三号	"

株式会社ケアブラザなごみ	黒石市大字牡丹平字福民二二三の	訪問介護	ケアサポトなごみ	黒石市大字牡丹平字福民二二三の	"
株式会社えがお	黒石市追子野木一三丁目一九三の	訪問看護	訪問看護ステーションほほえみ	黒石市大字牡丹平字福民西六一の	二六・七・二

青森県告示第四百六十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
有限会社ドリーム	八戸市日計一丁目二の四三	居宅療養管理指導	ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	平成 二六・五・二七	平成 二六・九・三〇

青森県告示第四百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	外ヶ浜町社会協蟹田居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	平成二六・五・二七	平成二六・六・三〇	

青森県告示第四百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	介護予防福祉用具貸与	有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	平成二六・六・三〇
アース株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	アース株式会社	弘前市大字浜の町西二丁目一の	二六・七・一
アース株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	アース株式会社	八戸市江陽五丁目一四の二一	
株式会社ポータル	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	ポータル株式会社	江陽五丁目一四の二一	
株式会社ポータル	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	ポータル株式会社	江陽五丁目一四の二一	
株式会社ポータル	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	ポータル株式会社	江陽五丁目一四の二一	
株式会社ポータル	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	ポータル株式会社	江陽五丁目一四の二一	

株式会社えがお	黒石市追子野木一丁目一九三の三	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションほほえみ	黒石市大字牡丹一丁目福民西六一	二六・七・二
---------	-----------------	----------	----------------	-----------------	--------

青森県告示第四百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所		届出年月日	廃止年月日
			名称	所在地		
有限会社ドリウム	八戸市日計二丁目二の四三	介護予防居宅療養管理指導	ひばかり調剤薬局	八戸市日計二丁目二の四三	平成二六・五・二七	平成二六・九・三〇

青森県告示第四百六十五号

平成二十八年二月十九日青森県告示第百三三号をもって公示した共同漁業及び区画漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年七月二十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十八年八月十九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟四階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Germanium semiconductor detection device, 1set

2 Time limit for tender:

19 August, 2016 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年七月一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年七月一日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年七月一日

上北地域県民局長 山 田 裕

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院

大字白銀町字南ヶ丘一

を

独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院

大字白銀町字南ヶ丘一

に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭